パブリックコメント用資料

海老名市立スポーツ施設設置条例及び同施行規則等一部改正に係る パブリックコメントの実施について

海老名市では、河原口地区の相模川河川敷に、市民の皆さまがスポーツやレクリエーションを楽しめるよう、新たな広場を整備しています。

つきましては、令和９年夏頃のオープンに向けて、条例及び施行規則を一部改正いたします。別添の改正概要について、パブリックコメントを実施しますので、市民の皆さまからの御意見を募集いたします。

１　意見募集期間

令和８年11月12日（木曜日）～ 令和８年12月11日（金曜日）（30日間）

※　郵送の場合は必着

２　資料の閲覧方法

（１）市ホームページ

（２）市役所５階　文化スポーツ課窓口

（３）市役所１階　情報公開コーナー

（４）市内スポーツ施設

（海老名運動公園総合体育館・屋内プール・陸上競技場・クラブハウス・野球場、北部公園体育館、中野公園、今里庭球場、下今泉庭球場）

３　意見の提出方法

任意の様式に御意見・住所・氏名・電話番号（任意）を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

※電話による御意見の受付は行っていません。

（１）直接持参の場合

市役所５階　文化スポーツ課窓口まで御持参ください。

（土曜日・日曜日・祝日を除く、８時30分から17時15分まで）

（２）郵送の場合

以下の宛先に御提出ください。

〒243-0492　海老名市勝瀬175番地の１

海老名市役所　市民協働部　文化スポーツ課

（３）ファクスの場合

046-233-9118

（文化スポーツ課宛と御記入ください。）

（４）海老名市ホームページから提出する場合

海老名市ホームページ「海老名市立スポーツ施設設置条例及び同施行規則等一部改正に係るパブリックコメントの実施について」ページ下部【関連情報】のリンクより御意見を提出してください。

※　該当ページ階層（トップページ＞広報・広聴＞パブリックコメント）

（５）市公式LINE「海老名市」の場合

海老名市LINE公式アカウントを友達登録のうえ、メニューを開き「報告・アンケート」→「パブリックコメント」→「海老名市立スポーツ施設設置条例及び同施行規則等一部改正」を選択し、画面の案内に従い御意見を提出してください。

※海老名市ホームページに画面遷移しますので、（４）と同様、ページ下部【関連情報】のリンクより御意見を提出してください。

４　御意見の取扱いについて

・匿名での応募はできません。また、住所・氏名の記載がない場合は、参考意見としての取扱いは差し控えさせていただきます。なお、御意見に対する個別回答は行いませんので、あらかじめ御了承ください。

・いただいた御意見は、募集期間終了後に結果公表をさせていただきます。御意見の公表を希望されない場合は、その旨記載をお願いいたします。

なお、公表内容に個人・法人情報等は含まれません。

５　問い合わせ先

海老名市　市民協働部　文化スポーツ課　スポーツ振興係

電話：046-235-4927

Mail：bunka-sports@city.ebina.kanagawa.jp